

1202

☆

編 號	B200	保 期	3	20	永
開 保		機 期	(迄付發)	(迄結完)	永
		機 種			

綴 書類

昭和十二年十月一日

日起案  
起案者  
捺印

月

日發付  
發付掛  
捺印

案者捺印

事務局、部  
取扱者捺印

(主務) 人事局長 第一課長 徳永 局員

大臣

水雷

書記官

副官

上奏案

水應必員

海軍特務中尉正七位勲五等

則内 直正

任海軍特務大尉

右謹ミテ奏ス

海軍特務大尉 第三〇〇 號

局部受月日發月日	官房	軍務	人事	教育	軍需	醫務	經理	建築	法務	航空	艦政	軍令

昭和十二年十月一日

大臣

進達案

昭和十二年十月一日

大臣

内閣總理大臣宛

則内海軍特務中尉進級ノ件海軍武官進級令第十八條第二號ニ依リ別紙上奏書進達ス

進テ同人ハ昭和十一年十二月二十二日豫備役被仰付、昭和十二年八月

十二日充員召集セラレ上海海軍特別陸戰隊附トシテ勤務中九月

三十日上海ニ於テ支那軍ト交戦ノ際傷痕ヲ受ケ危篤ニ陥リタルモノ

ニ付九月三十日附葬令相成度

(終)

(富井純)

人事局

一二一〇一〇八二八 東通受 (二九)

上海特陸司令官

二課別



(本田 穂)

大臣、吳鎮、三艦隊各長官

夕 ナ 二 六 二

至急

信

則内(コ一四一一)三十日ハスケル路附近ノ戦闘ニ於テ腹部首管銃創左  
テウ骨動脈損傷ヲ受ケ危篤絶望特殊進級至當ト認ム。

ハナニ 召集

ハナニ 上修例トナル

一一二〇五〇

1204

海軍

電報

人事局

大

臣

一一〇一一一四六 有線電受 (七五)

吳 領 長 官

電

報

至急親展

特務中尉則内直正(コ一四一一)三十日上海方面ノ戦闘ニ於テ戦傷ヲ受ケ危篤(絶望)ノ旨上海特陸司令官ヨリ電アリ特種進級御宣示アリ度。

一日

1205

海軍

電信課  
第十課

A 3

第一課長 德永 局員 (左)

昭和十二年十月四日

# 海軍省人事局長

吳 人事部長

上海特別陸戰隊司令部

宛

## 電報

十月 四日午後〇時四十分(無線)發電

259

スリヤ  
則内(コ一四二)九月三十日附特務大尉ニ進級

(終)

母

電

1235

辭令領收證

領收者官氏名印	領收年月日	辭令文	
		昭和十二年九月三十日辭令一通  海軍特務中尉 尾位勲一等 內直正 任海軍特務大尉	
吳海軍人事局 海軍少佐 左座 弘 (左座)	昭和十二年十月六日		

(海軍省人事局)

海

軍

(富井納)